法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十七号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項第一号中「普通法人」の下に「、法別表第二に掲げる労働者協同組合」を加え、同項第三号中「法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに財務省令で定める法人」を「前二号に掲げるもの」に改める。

第七十七条の二第一項第一号中「普通法人」の下に「、法別表第二に掲げる労働者協同組合」を加える。

附　則

この政令は、令和四年十月一日から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　寺田　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○財務省令第四十八号

法人税法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百十七号）の施行に伴い、及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二十九日

財務大臣臨時代理
国務大臣　寺田　稔

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の四中「及び第三号」を削る。

別表一の記載要領第九号(1)中「掲げる法人」の次に「のうち同条第２項の規定の適用を受けるもの」を加える。

附　則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。